# 都市公園における 水景施設のあり方について (素案)

建設局 公園緑化部 平成29年10月

## 1. 背景

- ▶都市公園や下水道・河川・道路における噴水やせせらぎ等の水景施設は、景観の 観点からも効果を有する有効な施設であることなどから、これまで、社会状況や 住民ニーズ等を踏まえ整備を行ってきた。
- ▶しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災による電力不足を背景とした節電対策の一環として、いったん全ての水景施設を停止する事態に至った。
- ➤その後、都市公園においては、集客に寄与する施設や水質浄化の必要な施設など、 効果や必要性の高い一部の施設に限定し稼働を行い、その他の施設については、 引き続き休止を継続することとした(都市公園以外は、再稼動)。
- ▶都市公園における休止中の水景施設については、厳しい財政状況が続く中、全ての施設を再稼働させるには、相当額の改修費用や運転費が必要となるとから、現時点においても休止を継続した状態となっている。
- ★休止から既に6年間が経過しており、今日的観点から存廃を含む都市公園の水景施設のあり方を早急に検討する必要がある。

### 2. 考え方

#### (基本的な考え方)

現在、52公園133施設の水景施設について、社会状況や住民ニーズなどを踏まえた下表の『7つの視点』により存廃を検討した。

分類	内容
必要性	①求められる公園機能において、水景施設の整備が優先されるか
	②池の水質浄化など維持管理上、必要な施設か
	③都市基幹公園などの大規模な公園にあり、まちのシンボルに資する施設か
	④文化的・歴史的背景を有する施設か
費用の 妥当性	⑤現状形態の運営において、立地性・経済性の観点から妥当性が認められるか
	⑥『規模の縮小』や『形態の変更※』などにより経済的な妥当性が認められるか
その他	⑦施設の適正な利用の見守りや維持管理など地元の協力が得られるか
※形態の変更とは、「せせらぎ」から「噴水」に施設の形態を変更することなどをいう。	

#### (存続する施設)

現状の水景機能・形態を維持し稼動する施設、又は、水景機能を維持しつつ『規模の縮小』や 『形態の変更』などを行い稼動する施設

#### (廃止する施設)

計43施設(現在の状況:稼動中36施設/休止中7施設)

現状の水景機能を見直し、広場・緑地等として再整備する施設

<u>計90施設(現在の状況:稼動中1施設/休止中89施設)</u>

※ただし、地元の存続の意向が強く管理運営に関し地元の協力を得られる場合は、別途、存続の検討を行う。

(対象公園:近隣公園、地区公園)